

## ICT活用工事に係る要領の改定、新設について

県内建設産業の生産性向上に向けた施策（i-Construction）の一環として実施しているICT活用促進工事に関する要領を、下記のとおり改定、新設することとする。（適用：令和5年4月1日）

## 記

## 1 ICT土工について（改定）

○発注者指定型並びにチャレンジいばらきI型における適用範囲の拡大

- ・適用基準である土工量（掘削又は盛土）について、従前の7,000m<sup>3</sup>以上から、5,000m<sup>3</sup>以上の工事に引き下げることで、ICTの標準活用範囲を拡大する。

○発注者指定型並びにチャレンジいばらきI型における活用プロセスの選択制の拡大

- ・発注者指定型並びにチャレンジいばらきI型（工事）においては、現行では生産性の向上が見込めないと判断される場合は、ICT施工のみを従来型に変更できるものとしているが、受注者の柔軟なICT活用を促進するため、全てのプロセスで従来型手法への変更が可能となるよう改定する。（ただし、1つ以上のプロセス実施は必須）

<改定後の発注方式>（赤字が改定箇所）

土工量（掘削又は盛土）	発注方式
5,000m <sup>3</sup> <del>7,000m<sup>3</sup></del> 以上	発注者指定型 or チャレンジいばらきI型（発注者が選択）
3,000m <sup>3</sup> 以上 5,000m <sup>3</sup> <del>7,000m<sup>3</sup></del> 未満	受注者希望型
3,000m <sup>3</sup> 未満	チャレンジいばらきII型 or 簡単活用品（受注者が選択）

## 2 対象工種の拡大について（新設）

○県内の建設会社におけるICT活用や工事の安全性の向上を目的として、高所や危険を伴う箇所での出来形管理を3次元データにより安全にかつ効率的に行うことが可能となる「ICT構造物工」及び「ICT法面工」を国に準じ、本県のICT活用促進工事の工種に追加する。

（対象工種）（工事工種体系ツリーの下記の工種）

- ・構造物工 橋台工、橋脚工
- ・法面工 植生工、吹付工、吹付法枠工

工種	発注方式
構造物工	対象工種については、原則、受注者希望型で発注
法面工	対象工種のうち、発注者が対象を選択して、受注者希望型で発注

（構造物工 及び 法面工におけるICT活用の対象プロセス）

